

富山県地域防災計画修正の概要

1 富山県地域防災計画

富山県地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、富山県防災会議が作成する計画であり、県、市町村、防災関係機関等が各種災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

2 富山県地域防災計画の修正

国の防災基本計画の修正内容やその他最近の施策の進展等を踏まえ、富山県防災会議で必要な見直しを行っている。

3 主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正（令和 7 年 7 月）を踏まえた修正

①被災者支援の充実

○在宅・車中泊避難者への DWAT 派遣による福祉サービスの提供

○地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

②官民連携や人材育成の推進

○避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保

③インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

○上下水道一体での災害対応の実施

○災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保 等

(2) 新しい防災気象情報の運用を踏まえた修正

(3) 防災関係機関の追加を踏まえた修正

○指定地方行政機関に中部管区行政評価局(富山行政監視行政相談センター)を追加